

27100

大阪府

大阪市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準			措置範囲	措置事項	適用期間
対象地域及び事業内容	投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
「関西イノベーション国際戦略総合特区」における市内特区地域(大阪駅周辺地区、夢洲・咲洲地区及び阪神港地区)に進出し、ライフサイエンス、新エネルギー等に関する事業について、事前に市条例に基づき事業計画の認定を受け、事業を実施すること。	要件なし	事業計画認定段階での要件なし	法人市民税 固定資産税 都市計画税 事業所税	課税免除 (最大)	当初 5年間
				2分の1 軽減 (最大)	6年目 から 10年目 まで

詳しくはこちら([国際戦略総合特区における地方税の特例制度](#))

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

要綱名称	制定年月	対象者の要件	内 容
大阪市イノベーション拠点立地促進助成金交付要綱 【令和2年3月31日新規申請受付終了】	平成29年 7月12日	◆オープンイノベーション推進事業 ・イノベーション拠点の運営及びオープンイノベーションの推進を目的とした専門部署を設置すること。 ・オープンイノベーションによる新しい製品やサービス等の企画・開発に向けて多様な企業等と交流をすること。 ・助成対象面積(所有型:1,000㎡以上、賃借型:300㎡以上)	・所有型:対象面積に係る投下固定資本額及びその附属設備、工作機械等の取得に要する経費の10%以内を助成 【上限額3億円】
		◆ベンチャー成長促進事業 ・日常的にベンチャー企業等の事業化に向けた相談を受け、成長に必要なサポートを行うこと。 ・ベンチャー企業等のコミュニティ形成を支援	・所有型:対象面積に係る投下固定資本額及びその附属設備、工作機械等の取得に要する経費の10%以内を助成 【上限額1億円】

	<p>するためのセミナーや交流会の開催等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業プロジェクト創出に向けたイベント等による交流の機会や、ベンチャー企業等の技術・サービス等のプレゼンテーションの機会を提供すること。 ・助成対象面積(所有型:300 m²以上、賃借型:300 m²以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借型:対象面積に係る建物賃借料の2分の1、改修工事及び工作機械等の取得に要する経費の10%以内を助成 <p>【上限額6千万円】</p>
--	---	--

詳しくはこちら([大阪市イノベーション拠点立地促進助成制度](#))

27140

大阪府

堺市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>①工業専用地域、工業地域、準工業地域の場合 次の特定事業所等の新設、拡張または移転であること ・工場、事務所(製造業及び情報通信業に限る) ・研究所、高度物流施設 特定事業所等の新增築・建替え、償却資産の取得に要した費用の合計が次の金額以上であること ・大企業 10 億円、中小企業 1 億円</p> <p>②都市拠点(都心、中百舌鳥、泉ヶ丘地域)の場合 次の特定事業所等の新設、拡張または移転であること ・事務所、研究所 特定事業所等の新增築・建替え、償却資産の取得に要した費用の合計が次の金額以上であること ・10 億円(本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円)</p>		1/2 軽減	固定資産税 都市計画税 事業所税	5年間
<p>③①に該当し、かつ下記⑦又は④のいずれかに該当 ⑦成長産業分野に進出する企業の投資で、市外からの本社移転を伴うもの ④成長産業分野の研究所を整備するもの</p> <p>④②に該当し、かつ都心地域において下記⑦又は④のいずれかに該当 ⑦成長産業分野に進出する企業の投資で、市外からの本社移転を伴うもの ④成長産業分野の研究所を整備するもの</p>		2/3 軽減		
<p>⑤②に該当し、かつ下記⑦又は④のいずれかに該当 ⑦中百舌鳥地域において ICT 関連の事業を行う企業の投資 ④泉ヶ丘地域において次世代ヘルスケア関連の事業を行う企業の投資</p>		3/4 軽減		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
堺市企業成長促進補助金交付要綱	H30年4月	<p>○既成都市区域で本社機能を整備する場合</p> <p><補助要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市内の近畿圏整備法に基づく既成都市区域(JR阪和線以西の区域で石津川左岸線以西の区域を除く)において、本社機能に供する建物を取得又は賃借により整備する企業等 ・補助対象経費1千万円以上(大企業は2千万円以上)、かつ市内在住雇用増2人以上(大企業は5人以上) <p>※補助対象経費</p> <p>【建物取得の場合】建物・建物附属設備・構築物・機械装置等の取得に係る経費</p> <p>【建物賃借の場合】建物改築、建物附属設備・構築物・機械装置等の取得に係る経費</p> <p>(本補助金共通)</p>	<p><補助内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の10%以内(大企業は5%以内) ・市内在住雇用増×20万円×3年 <p><補助上限額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資に対しては1億円 ・雇用増に対しては5,000万円
		<p>○生産拠点を有する市内企業等が他市から本社を移転する場合</p> <p><補助要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に生産拠点となる工場を有する企業等、又はその企業等の関連会社であること ・市内在住雇用増2人以上(大企業は5人以上) 	<p><補助内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住雇用増×20万円×3年 <p><補助上限額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用増に対して5千万円
		<p>○研究開発施設を整備する場合</p> <p><補助要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業を主たる事業として営む企業であること ・研究開発の用に供する建物を取得又は賃借により整備する企業等 ・補助対象経費1千万円以上(大企業は10億円以上) ・大企業の場合、当該補助事業が近畿圏整備法に基づく既成都市区域の工業適地(工業専用地域、工業地域、準工業地域)で行われるものであること 	<p><補助内容></p> <p>補助対象経費の10%以内(大企業は5%以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住雇用増×20万円×3年 <p><補助上限額></p> <p>投資に対しては1億円</p> <p>雇用増に対しては5千万円</p>
		<p>○中小製造業者等が成長産業分野へ進出する場合</p> <p><補助要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市内において、成長産業分野(環境エネルギー、健康医療、航空機・リニア、防災)に関する事業の用に供する建物等を取得、改良又は賃借により整 	<p><補助内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場の建築等の場合は補助対象経費の5%以内、研究開発施設の建築等の場合は補助対象経費の15%以内

		<p>備する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業を主たる事業として営む中小企業であること ・補助対象経費が製造の用に供する工場及び研究開発の用に供する施設で 5 千万円以上、又は研究開発の用に供する施設で 1 千万円以上であること <p>※上記にかかわらず、成長産業特例(水素ステーションの整備)を適用する企業等で、補助対象経費が5千万円以上の場合も対象とする。</p>	<p>・市内在住雇用増×20 万円×3年</p> <p><補助上限額></p> <p>投資に対しては1億円</p> <p>雇用増に対しては5千万円</p>
堺市都心地域産業拠点強化補助金交付要綱	R2 年 4 月	<p><対象業種></p> <p>製造業、電気・ガス・熱供給・水道業(新エネ等)、情報通信業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、運輸に付帯するサービス業、郵便業、卸売業、銀行業、協同組織金融業、補助的金融業等、保険業、学術研究、専門・技術サービス業(その他専門サービス業を除く、広告業、技術サービス業(写真業を除く。)、その他の物品賃貸業を除く。)、学校教育(幼稚園、小学校、中学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校を除く。)</p> <p>及びその他の教育、学習支援業(学習塾、教育・技能教授業及び他に分類されない教育、学習支援業を除く。)</p> <p>職業紹介・労働者派遣業、外国公務</p> <p>※S-Cube 卒業企業または堺市中百舌鳥イノベーションクラスター補助金を受けた者については、業種は問わない。</p> <p><補助要件></p> <p>対象地域に事業所等を設置する者で、次の①～③を満たしていること。</p> <p>①事業所の従業員 10 人以上の常時雇用があること</p> <p>②事業所の床面積 100 ㎡以上の規模</p> <p>③国税若しくは市税について、正当な事由なく続けて期限後申告若しくは期限後納付をしていないこと</p> <p><対象地域></p> <p>堺市都心地域の本市が指定する地域</p>	<p><補助内容></p> <p>予算の範囲内で、立地後3年間の賃料の 30%を補助(500 万円限度)</p> <p>※特例制度</p> <p>下記の①～③のいずれかの要件を満たす場合には、各 10%の加算を行う。ただし、①の補助限度額は 1,500 万円、②～③の補助限度額は 500 万円。</p> <p>①本社機能移転 ②外資系企業 ③外国公務</p>
堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助金交付	R2 年 4 月	<p><補助要件></p> <p>事業所等を開設する者のうち、次の①～③の全てに該当する者</p> <p>①床面積の合計が 50 ㎡以上の事業所等を新たに</p>	<p><補助内容></p> <p>予算の範囲内で、立地後3年間の賃料の 30%を補助(500 万円限度)</p>

<p>要綱</p>		<p>賃借した企業</p> <p>②常時勤務する従業者の合計が 5 名以上である企業</p> <p>③当該事業所等にて、以下の⑦～⑩いずれかの事業を実施する企業</p> <p>⑦医薬品、医療機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業</p> <p>⑧介護機器、福祉機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業</p> <p>⑨健康の保持及び増進を図るための製品又はサービスを提供する事業</p> <p>※上記のうち、商業施設(遊戯施設、飲食店、物品販売、個人向けサービス等の集客を行う施設)病院、福祉施設その他これらに類する事業は除く</p> <p><対象地域></p> <p>泉ヶ丘駅周辺の本市が指定する地域</p>	<p>※特例制度</p> <p>下記の①②のいずれかの要件を満たす場合には、各 10%の加算を行う。ただし、①の補助限度額は 1,500 万円、②の補助限度額は 500 万円。</p> <p>①本社機能移転 ②外資系企業</p>
<p>堺市中百舌鳥地域イノベーションクラスター補助金交付要綱</p>	<p>R2 年 4 月</p>	<p><補助要件></p> <p>(1)事業所等を開設する企業のうち、次のア及びイに該当する企業</p> <p>ア:床面積が 20 平方メートル以上の規模である事業所等を対象となる地域に新たに賃借した企業</p> <p>イ:当該事業所等で行う事業が以下のいずれかに該当する企業</p> <p>①ICT 関連企業特例(※)を受ける企業</p> <p>②株式会社さかい新事業創造センターに入居している、又は入居していた企業</p> <p>③法人設立後 10 年以内であり、3期前から売上高が 1,000 万円を超えており、かつ直近2期が継続して売上高の増加率が年 20%以上の成長顕著なスタートアップ企業</p> <p>④ベンチャーキャピタル等からエクイティファイナンスにより 500 万円以上の資金調達を行っている企業</p> <p>⑤大学の教官、研究員の研究成果を技術シーズとして事業化を行う企業</p> <p>※情報サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する事業、高度なデジタル技術若しくはロ</p>	<p><補助内容></p> <p>(1)の場合</p> <p>立地後3年間の賃料のうち</p> <p>1年目 50%、2年目 40%、3年目 30%を補助(500 万円限度)。</p> <p>※特例制度</p> <p>下記の①～③のいずれかの要件を満たす場合には、各 10%の加算を行う。ただし、①の補助限度額は 1,500 万円、②③の補助限度額は 500 万円。</p> <p>①ICT 関連企業特例(※) ②大阪府立大学シーズ特例 ③外資系企業特例</p> <p>(2)アの場合</p> <p>立地後3年間の賃料のうち</p> <p>1年目 50%、2年目 40%、3年目 30%を補助(1,500 万円限度)。</p> <p>またオフィス開設時には、オフィス開設に係る建物改修費の 10%を補助(500 万円限度)。</p>

		<p>ポットを活用した製品又はサービスを提供する事業等のいずれかを行う企業の補助率及び補助上限額の特例</p> <p>(2)フレキシブルオフィスを整備する企業のうち、次のア又はイに該当する者</p> <p>ア:対象となる地域内に助成対象部分の床面積の合計が100平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備する者</p> <p>イ:対象となる地域内に助成対象部分の床面積の合計が100平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を取得により整備する者</p> <p><対象地域> 中百舌鳥駅周辺の本市が指定する地域</p>	<p>(2)イの場合</p> <p>オフィス開設時に、オフィス整備に係る建物・建物附属設備・構築物・機械装置等の取得に係る費用、建物改修費の10%を補助(2,000万円限度)。</p>
堺市賃貸オフィスビル設置促進補助金交付要綱	R2年4月	<p><補助要件></p> <p>次の①～⑤の全ての要件に該当する者</p> <p>① 対象区域において賃貸オフィスビルを新築し、又は建替えを行う者であること</p> <p>②賃貸オフィスビルの延床面積が、都心地域においては3,000㎡以上、中百舌鳥地域及び泉ヶ丘地域においては1,500㎡以上であること</p> <p>③賃貸オフィス等の用に供する目的で設計された部分の床面積の合計が、賃貸オフィスビルの延床面積の2分の1以上であること(ただし、対象床面積の合計が1,500㎡以上である場合は、この限りでない。)</p> <p>④賃貸オフィスビルの1階層当たりの床面積が300㎡以上であること</p> <p>⑤対象となる賃貸オフィスビルに関して、「堺市百舌鳥イノベーションクラスター補助金」の補助を受けていないこと</p> <p><対象地域> 都心地域、中百舌鳥地域、泉ヶ丘地域</p>	<p><補助内容></p> <p>補助対象経費※の10%を補助(2億円限度)</p> <p>※補助対象経費 賃貸オフィスビルを新築し、又は建替えを行うために要する経費のうち、建物の取得、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得に係る費用 (※賃貸オフィス等以外の用途に供する部分に係る経費を除く。)</p>

詳しくはこちら([企業投資支援のご案内](#))

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
岸和田市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例	H15.12	<p>〈対象地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪南港阪南2区の工業用地、港湾関連用地及び都市機能用地 ・丘陵地区計画区域の工業系業務地区及び商・工業系業務地区 <p>上記の区域のうち、市長が告示により指定した区域</p> <p>〈要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象地域内で自己の事業用に新たに土地を取得(借地)し、当該土地に家屋を所有しようとする者のうち、市長に助成措置対象企業の指定を受けた者 ※3年以内に操業を開始し、かつ、15年以上(借地の場合は7年以上)操業しなければならない ※家屋については、土地を取得した日からまたは借地契約を締結した日から起算して1年以内に建設に着手しなければならない ※H35.3 までに助成措置対象企業の指定を受ける必要有り 	<p>助成金</p> <p>〈助成金額〉</p> <p>①土地取得時</p> <p>土地、家屋、償却資産(新規取得)の固定資産税の納付額に相当する額</p> <p>②土地借地時</p> <p>土地の敷地面積に1㎡当たり 500 円を乗じた額(上限:年間賃料額)</p> <p>家屋、償却資産(新規取得)の固定資産税の納付額に相当する額</p> <p>〈交付期間〉</p> <p>①土地取得時</p> <p>土地:交付開始から10年 家屋:交付開始から10年 償却資産:交付開始から2年</p> <p>②土地借地時</p> <p>土地:交付開始から5年 家屋:交付開始から5年 償却資産:交付開始から2年</p> <p>※交付は、各年度の税完納及び借地料の支払い後の翌年度より行う</p>
		<p>〈便宜供与要件〉</p> <p>助成措置対象企業が、下記のいずれかを満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たに雇用される市民及び市外から本市に転入することとなる従業員の数の合計数が30人以上であると見込まれる場合 ○事業が技術の先端性、特殊性等を有することにより、将来性を有し、本市の経済に相当の好影響を及ぼすものと見込まれる場合 	<p>便宜供与</p> <p>従業員住宅用地の確保その他当該企業の事業の継続に資すると認められる事項について、下記の便宜供与を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普通財産である市有地の優先譲渡又は優先貸付 ○指定企業の事業に関し有益と認められる行政等の情報提供
岸和田市産業集積促進地区における	H21.3	<p>〈対象地域〉</p> <p>市内の産業が集積する地区として、市長が告示に</p>	<p>助成金</p> <p>○土地:新たに取得した土地に係る</p>

産業支援条例		<p>より指定した区域</p> <p>〈対象業種〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○運輸業 ○情報通信業 ○電気・ガス・熱供給(※新エネルギー利用等に 係るものに限る) ○学術研究、専門・技術サービス業(※学術・開発 研究機関に係るものに限る) <p>〈対象事業〉</p> <p>事業者が申請し、市長の認定を受けた操業計画 に基づき行う下記の事業資産の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地(借地は除く) ○家屋(購入、新築、増改築が対象。借家は除く) ○償却資産(新規に購入するものが対象) <p>※ただし、家屋や償却資産を取得せずに、土地の みを取得する場合は、対象外。また、土地の取得 費を除いた家屋・償却資産の総投資額が中小企 業は3,000万円、それ以外(大企業)は2億円以上 必要</p> <p>※H35.3 までに操業計画の認定を受ける必要有 り</p>	<p>固定資産税相当額の1/2を5年間交 付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家屋:新たに取得した家屋に係る 固定資産税相当額の1/2を5年間交 付 ○償却資産:新たに取得した償却資 産に係る固定資産税相当額の1/2を 2年間交付 <p>※ただし、家屋の増改築につい ては、増改築を行った部分のみ対象</p>
--------	--	---	--

詳しくはこちら([岸和田市産業支援助成制度のご案内](#))

27203

大阪府

豊中市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
豊中市企業立地促進条例	H20.4	<対象地域>	立地促進奨励金
	H25.4 改正	工業地域または準工業地域	土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の 1/2(豊中市企業立地促進条例において定める産業誘導区域内については 3/4)を5年間にわたって交付(※年度あたりの限度額1億円、※建物を借受けしている場合は、設備のみが対象)
	H30.4 改正 H31.1改正	<対象業種> 製造業、道路貨物運送業(ただし、倉庫業、冷蔵倉庫業、こん包業のうちどれかを含んだ事業であること)または卸売業 <投資内容> (1)建物 以下の建物の取得又は借受けであること。 ・新設・建替えの場合床面積 100 ㎡以上の建設であること ・増設の場合 30 ㎡以上の拡張であり、かつ総床面積 100 ㎡以上であること (2)土地 面積要件なし(新規取得・賃借いづれも可) (3)設備 1,000 万円以上の設備投資 ※(2)のみ、(3)のみ場合は対象外	環境配慮奨励金 豊中市環境配慮指針に基づく緑化基準を超える緑地を整備している場合、基準を1㎡上回るごとに1万円(限度額 1,000 万円) 雇用促進奨励金 事業開始後3年を経過した日に、市民を新規に1年以上正規雇用している場合、1人あたり10万円(限度額 1,000 万円)

詳しくはこちら

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoricchi/kigyoritchi.html>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
豊中市操業環境対策補助金交付要綱	H31.1	<対象地域> 工業地域または準工業地域 <対象者> 事業所が発生させる騒音、振動、悪臭に対して、その対策を行う者(現在操業している事業者のみが対象)	<対象経費> 左記対策に係る建築物等の新設、改築、増設等、又は機械設備の新規導入、改造、交換等に係る費用(生産に係る機械設備は除く)

		<p>〈要件〉</p> <p>①事業前の数値が各法令に違反していないこと。</p> <p>②事業後の数値が事業前の数値よりも各法令に基づき、</p> <p>騒音・振動の場合→1つ以上厳しい規制基準値以内の数値に達していること。</p> <p>悪臭の場合→1/10 以下の数値に達していること。</p>	<p>〈補助割合〉</p> <p>市長が認める経費に 2/3 を乗じて得た額</p> <p>(※上限300万円)</p>
豊中市産業利用補助金交付要綱	H31.1	<p>〈対象地域〉</p> <p>産業誘導区域</p> <p>〈対象者〉</p> <p>土地所有者であり、事業者が土地を売却する者、又は賃借を目的として貸工場等を建築(新設、増設、建替)する者</p> <p>〈要件〉</p> <p>①買主側(又は借主側)の事業者が製造業、道路貨物運送業(ただし、倉庫業、冷蔵倉庫業、梱包業のうちどれかを含んだ事業であること)又は卸売業を営む者であること。</p> <p>②買主側の事業者が、売買契約締結時から2年以内に操業開始すること。</p>	<p>〈対象経費〉</p> <p>土地の売買契約金額、又は貸工場の建築費</p> <p>〈補助金額〉</p> <p>土地売買の場合、契約金額の3%</p> <p>貸工場等建築の場合、建築費の3%</p> <p>(※上限500万円)</p>
豊中市産業利用促進整備助成金	R2.4	<p>〈対象地域〉</p> <p>産業誘導区域</p> <p>〈対象者〉</p> <p>産業誘導区域内における市の道路計画に規定された私有道路敷を保有する者</p> <p>〈要件〉</p> <p>①整備する道路が、産業誘導区域内における市の道路計画に規定された道路であること。</p> <p>②道路計画に基づき、市が求める道路整備を行うこと。</p> <p>③整備された道路の寄付・売却を行い、市に移転登記を行うこと。</p>	<p>〈対象経費〉</p> <p>舗装工事費、側溝工事費、分筆測量費</p> <p>〈補助金額〉</p> <p>市長が認める経費に 1/2 を乗じた額</p> <p>(※上限250万円)</p>

詳しくはこちら

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoricchi/kigyourittihojokin.html>

27205

大阪府

吹田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	—	課税免除 (最大)	法人市民税 固定資産税	当初5年間
※投下固定資本額についての要件無し。「成長産業特別集積区域(成長特区)」における市内特区地域(国立循環器病研究センター跡地、大阪大学吹田キャンパス、北大阪健康医療都市(健都)の一部)に進出し、ライフサイエンス、新エネルギー等に関する事業について、事前に大阪府の条例に基づき事業計画の認定を受け、事業を実施すること		2分の1軽減 (最大)	都市計画税 事業所税	6年目から 10年目まで

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H25.3 改正 H30.4.1	〈対象業種〉 ①製造業 ②学術・開発研究機関 ③卸売業の本社 〈支援要件〉 対象地域内において、事業所の新規立地又は拡張を行うこと(その他、業種に応じた要件あり) 〈対象地域〉 大阪大学吹田キャンパス地域、北大阪健康医療都市地域、吹田西部・南部地域	奨励金 ○新たに取得した土地、建物、償却資産に課税される固定資産税の2分の1相当額を交付 (5年度間・年度上限額1億円)

詳しくはこちら([吹田市ホームページ](#))

27106

大阪府

泉大津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
泉大津市企業誘致促進に関する条例	H13.9	<p>〈対象地域〉</p> <p>1 泉大津市小津島町及び新港町の区域のうち市長が告示する区域</p> <p>2 泉大津旧港地区交流拠点用地</p> <p>3 泉大津市夕風町の区域</p> <p>〈要件〉</p> <p>誘致地域において次の各号のいずれにも該当する事業所を新設又は増設するもの</p> <p>1 一団となる敷地面積が1,500㎡以上であること</p> <p>2 規則で定める風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で、不動産を貸し付ける事業でないこと</p> <p>3 環境の保全について適切な措置が講じられていること</p>	<p>奨励金</p> <p>〈奨励金の額〉</p> <p>1 対象地域の1又は2号に規定する地域： ・当該指定に係る事業所の固定資産(土地及び家屋)に係る固定資産税の収納額に1/2を乗じて得た額</p> <p>2 対象地域の3号に規定する地域： ・交付対象期間のうち最初の3年間については、当該指定に係る事業所の固定資産(土地、家屋及び償却資産)に係る固定資産税の収納額</p> <p>・交付対象期間のうち最初の3年間を除いた期間については、当該指定に係る事業所の固定資産(土地、家屋及び償却資産)に係る固定資産税の収納額に1/2を乗じて得た額とする</p> <p>〈交付期間〉</p> <p>○交付対象期間は操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して5年以内とする</p> <p>〈適用期限〉</p> <p>○条例の効力期限 R6.3.31</p>

詳しくはこちら([泉大津市企業誘致促進に関する条例](#))

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高槻市企業立 地促進条例	H18.3	<p>〈対象地域〉</p> <p>①工業地域</p> <p>②準工業地域</p> <p>③その他、事業所の設置が適当であると市長が認める地域</p> <p>(※初期投資奨励金は市街化区域のみ)</p> <p>〈要件〉</p> <p>対象地域で事業所の新設・増設・建替え等を行う以下の業種の事業者(操業開始日前 90 日から操業開始日後 90 日までの期間内に申請を行い、指定事業者として指定を受ける必要あり)</p> <p>①製造業</p> <p>②情報通信業</p> <p>③学術・開発研究機関</p> <p>④輸送、保管、包装等を総合的に行う事業</p> <p>⑤その他、市長が特に本市の産業振興に資すると認める事業</p> <p>※④は対象事業所の従業員が合計 100 名以上に限る。</p> <p>※研究設備投資奨励金および研究者集積奨励金は①～⑤の研究所が対象。</p>	<p>「企業立地促進事業所税奨励金」</p> <p>事業所の新設等により、事業所税の納税義務者となる場合に事業所税額に相当する奨励金を5年間交付(各年度上限1億円)</p>
			<p>「企業立地促進固定資産税・都市計画税奨励金」</p> <p>新設等される事業所の床面積が 500 平方メートルを超え、かつ、事業者がその事業所の固定資産税の納税義務者となる場合に、特定固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の額の 1/2 に相当する奨励金を5年間交付(各年度上限 5,000 万円、償却資産は1品 50 万円以上のものが対象)</p>
			<p>「企業立地促進雇用奨励金」</p> <p>新設等される事業所の操業開始日の前後 90 日以内に当該事業所において、新たに市民を雇用する、又は転入従業者を勤務させ、かつ、1年以上継続して正社員として雇用した場合に 1人につき 10 万円の奨励金を交付(5年間:最大 50 万円)※人数上限なし</p>
			<p>「企業立地促進初期投資奨励金」</p> <p>事業所の新設等のために、敷地面積が 500 平方メートルを超える土地を購入し、当該土地において操業を開始したとき、購入した敷地面積 1平方メートルあたり1万円の奨励金を交付(年度上限1億円、総額上限 10 億円)※対象地域:工業地域、準工業地域、その他市長が認める市街化区域</p>
			<p>「企業立地促進研究設備等投資奨励金」</p> <p>新設等される研究所の床面積が 500 平方メートルを超え、かつ、指定事業者が特定固定資産(対象研究所に係る償却資産に限る。)に係</p>

			<p>る固定資産税の納税義務者となる場合に、特定固定資産に係る固定資産税の額の1/2に相当する奨励金を5年間交付(各年度上限 5,000万円、償却資産は1品 50万円以上のものが対象)</p> <p>「企業立地促進研究者集積奨励金」 新設等される研究所が操業開始日の前後 90日以内に当該研究所において、新規雇用市民研究者を雇用する、又は転入研究者を対象研究所に勤務させ、かつ、当該新規雇用市民研究者又は転入研究者を1年以上継続して当該対象研究所に勤務させた場合に、新規雇用市民研究者又は転入研究者1人につき 20万円交付(5年間:最大 100万円)※人数上限なし</p>
高槻市企業定着促進補助金交付要綱	H22.4	<p>〈要件〉 中小企業者で市内に製造拠点のある製造業の方</p>	<p>〈補助事業〉 周辺住民の生活環境を保全する効果が見込まれる以下の事業</p> <p>①防音設備(機械装置などから発生する騒音を防止する設備)、防音壁の設置又は増設、改修</p> <p>②防振設備(機械装置などから発生する振動を防止する設備)の設置又は増設、改修</p> <p>③脱臭装置(機械装置や原材料等から発生する臭気を低減する設備)の設置又は増設、改修、改修工事(排出口の向きや位置、高さを変更する等、臭気を低減するための工事)</p> <p>〈補助対象経費〉 補助事業に要する経費のうち工事費、備品購入費及びその他調査費</p> <p>〈補助金額〉 補助対象経費の50%以内(限度額 500万円)</p>
高槻市社宅等整備促進補助金交付要綱	H25.11	<p>〈補助対象者〉</p> <p>①法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。</p> <p>②国税及び事業所等が所在する自治体において納付すべき地方税を滞納していないこと。</p>	<p>補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。</p> <p>①補助対象社宅が5～9戸の場合は、50万円(市内に事業所等がある場合のみ)</p> <p>②補助対象社宅が10～19戸の場合は、100万円</p> <p>③補助対象社宅が20戸～29戸の場合は、200万円</p>

	<p>③破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。</p> <p><対象となる社宅></p> <p>①補助対象期間内において新たに5戸以上(市内に事業所等がない企業は 10 戸以上)所有若しくは賃借したものであること。</p> <p>②補助対象社宅には、補助対象者が住民税の特別徴収義務者となる従業員が居住し、かつ同社宅に住民登録をした後に最初に到来する1月1日において居住している若しくは居住する見込みがあること。</p> <p><対象経費></p> <p>①社宅等を所有する場合、補助対象社宅の維持管理に要する費用(電気料金、ガス料金、水道料金、管理に要する費用、その他これらに類する費用)。ただし、土地及び減価償却の対象となる資産に要する費用、租税公課は除く。</p> <p>②社宅等を賃借する場合、補助対象社宅の賃借に要する費用(家賃、共益費、その他これらに類する費用)。ただし、保証金は除く。</p> <p>③社宅等への入居に要する費用(引越し費用、不動産仲介手数料、その他これらに類する費用で補助対象者が負担するもの)</p> <p>④その他市長が必要と認める費用</p>	<p>万円</p> <p>④補助対象社宅が 30 戸～39 戸の場合は、300 万円</p> <p>⑤補助対象社宅が 40 戸～49 戸の場合は、400 万円</p> <p>⑥補助対象社宅が 50 戸以上の場合は、500 万円</p> <p>※単年度の補助限度額は、1補助対象者につき 500 万円とする。</p>
--	--	---

27208

大阪府

貝塚市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例	H13.9	<p>〈対象地域〉</p> <p>○産業集積拠点(新貝塚埠頭地区、二色南町地区)</p> <p>〈要件〉</p> <p>○奨励措置対象企業(指定企業)として市長の指定を受けた企業等(事業を営む法人又は個人)のうち、家屋を建設し、自己の事業の用に供することを目的として、産業集積拠点内の土地を取得し、又は借り受けた者</p> <p>※ただし、当該指定を受けることができる企業等は、同一の土地又は家屋につき、一の企業等とする</p>	<p>奨励金</p> <p>〈奨励金の額〉</p> <p>○建設した家屋:納付された固定資産税の年税額に相当する額</p> <p>○取得した土地:納付された固定資産税の年税額に相当する額</p> <p>○借り受けた土地:賃借料の年額(ただし、国有資産等所在市町村交付金の額を限度とする)</p> <p>〈交付期間〉</p> <p>○対象不動産ごとに、最初に奨励金が交付された年度から3年間</p> <p>〈適用期限〉</p> <p>○土地:H33.3.31 までの間に取得し、又は賃貸借契約に基づく賃貸借を開始したもの</p> <p>○家屋:H33.3.31 までの間に建設に着手し、H36.3.31 までに操業を開始したもの</p>

27210

大阪府

枚方市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱	H19.12	<p>〈対象地域〉</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域及び準工業地域内において、市長が特に定める地域</p> <p>〈要件〉</p> <p>日本標準産業分類に定める製造業を営む者</p> <p>○対象地域において、交付対象事業の実施につき、事前協議の内容に則して新規に以下のいずれかの建物又は償却資産(当該建物又は償却資産に加えて、それらに係る敷地を取得した場合にあつては、当該敷地を含む)を取得し、又は当該企業等の事業を拡大するために建物の床面積を拡張する者</p> <p>①製造業に係る製品の製造、加工及び組立を行う施設</p> <p>②製造業に係る技術開発、製品開発及び商品開発を行う施設</p> <p>③製造業に係る従業員の技能・技術の高度化を図るための施設</p> <p>④①から③までに掲げる施設に附帯する施設のうち、市長が特に認める施設</p> <p>最低投資金額(当該建物又は償却資産の取得に係る費用)</p> <p>・大企業1億円、中小企業 3,000 万円</p>	<p>奨励金</p> <p>〈奨励金の額〉</p> <p>納税義務者として当該固定資産を納税した場合における固定資産税額の 1/2 に相当する額</p> <p>〈交付期間〉</p> <p>①②のうちいずれか遅い年度から3年間</p> <p>①奨励金の対象固定資産税(土地を除く)のいずれかが課されることとなった年度</p> <p>②交付対象事業が開始された年度</p>

詳しくはこちら([枚方市地域産業基盤強化奨励金制度のご案内](#))

27211

大阪府

茨木市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	—	課税免除 (最大)	法人市民税 固定資産税	当初5年間
※投下固定資本額についての要件無し。 「成長産業特別集積区域」における市内特区 地域(彩都西部地区、東芝大阪工場跡地、大 阪大学吹田キャンパス(茨木市域))に進出し、 ライフサイエンス、新エネルギー等に関する事 業について、事前に大阪府の条例に基づき事 業計画の認定を受け、事業を実施すること。		2分の1軽減 (最大)	都市計画税	6年目から 10年目まで

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
茨木市企業立地 促進条例	H14.4	〈対象地域〉 ○市内全域 〈要件〉 ○対象地域内で自己の事業の用に供する土地等を取得 した企業、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、独 立行政法人 ①新たに取得した敷地面積が 500 m ² 以上の土地(ただ し、取得日から1年以内に自己の事業の用に供する建物 の建設に着手すること) ②新築・建替え・増築した延床面積が 500 m ² 以上の建物 ③新設した取得額の合計額が 5,000 万円以上の設備 (償却資産)	奨励金 〈奨励金の額〉 ○土地・建物に課される固定資産 税及び都市計画税相当額の 1/2 の 額 ○設備(償却資産)に課される固定 資産税相当額の 1/2 の額 〈交付期間〉 ○固定資産税・都市計画税が初め て課される年度から5年間

27212

大阪府

八尾市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
八尾市ものづくり 集積促進奨励金 交付要綱	H19.10	<p>〈対象地域〉</p> <p>○本市域内の都市計画法に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域</p> <p>〈対象要件〉</p> <p>○対象者は日本標準産業分類に定める製造業を営む者</p> <p>○対象事業は延床面積500㎡以上の工事等の新築、増改築、購入</p> <p>※増改築の場合は、増改築部分が500㎡以上場合に限る</p>	<p>奨励金</p> <p>〈対象資産〉</p> <p>○工場等の新・増改築・購入にあたって投資した土地、家屋</p> <p>〈奨励金の額〉</p> <p>○対象資産に係る固定資産税の1/2以内</p> <p>〈交付期間〉</p> <p>○奨励金交付開始年度から5年以内</p>
「池田泉州銀行」 八尾市地域創生 融資ファンド	H28.11	八尾市内に本社または事業所がある事業者	<p>【資金使途】</p> <p>運転資金、設備資金等の事業資金全般</p> <p>【ファンド総額】 20億円</p> <p>【融資限度額】 10億円以内</p> <p>【融資期間】</p> <p>運転資金:最長7年</p> <p>設備資金:最長20年</p> <p>【適用金利】</p> <p>池田泉州銀行所定金利(変動・固定)</p> <p>※固定金利の取扱いは最長7年</p> <p>【金利優遇制度】</p> <p>八尾市、池田泉州銀行間での「産業振興連携協力に関する協定」締結の特典として所定金利より年0.10%優遇する。</p> <p>さらに、以下のいずれかに該当する場合所定金利より年0.10%優遇する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市ものづくり集積奨励金制度の指定を受けている事業者 ・環境マネジメント規格ISO14001またはKES環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者 ・雇用者数を増やす事業者

			【担保・保証人】 個別相談 ※申込みにあたっては、銀行所定の審査がある。
--	--	--	---

詳しくはこちら([八尾市 HP【立地支援】八尾市ものづくり集積促進奨励金のご案内](#))

27213

大阪府

泉佐野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
泉佐野市企業誘致条例	H20.4 施行	事業所設置奨励金 〈対象地域〉 泉佐野市内全域(りんくう往来北及びりんくう往来南以外) 〈交付条件〉 ①対象家屋の敷地面積が1,500㎡以上 ②対象期間内に建設した対象家屋の固定資産税評価額が2億円以上 ③市税を納期限内に完納 ④10人以上の雇用が可能	奨励金 奨励金額(1,000円未満切捨) ・当該対象不動産に係る固定資産税額の1/2の額 交付期間 ・対象不動産に対して固定資産税が課税されることとなった年度から起算して5年度の間
		産業集積奨励金 〈対象地域〉 泉佐野市りんくう往来北、泉佐野市りんくう往来南 〈交付条件〉 ①対象家屋の敷地面積が2,000㎡以上 ②対象期間中に新たに対象家屋を建設し、又は対象土地を取得し、若しくは対象借地を借り受け、その取得又は借受けの日から1年以内に対象家屋の建設に着手 ③市税を納期限内に完納 ④10人以上の雇用が可能	奨励金額(1,000円未満切捨) ・対象不動産にかかる固定資産税額の1/2の額 ・大阪府から定期借地を受けているもの(貸付料の減額を受けているものに限る)について、対象借地に係る国有資産所在市町村交付金の1/2の額 (特例措置) ※国際観光振興の拠点形成に向けた事業を行う企業として市長が認めるものについては、対象不動産に係る固定資産税額に相当する額 交付期間 ・対象不動産に対して固定資産税が課税されることとなった年度(国有資産所在市町村交付金の対象となった場合はその対象年度)から起算して5年度の間
		特例子会社設置奨励金 〈対象地域〉 泉佐野市内 〈交付条件〉 ①対象期間中に新たに対象家屋を建設	〈奨励金額〉1,000円未満切捨 新規雇用者のうち、新規常用雇用の障がい者の割合が (1)1割以下の場合、当該対象不動産に係る

		し、かつ、継続した事業活動を行うこと ②市税を納期限内に完納していること ③1週間あたりの労働時間が 20 時間以上の新規常用雇用された障がい者を1人以上雇用することが可能であること ④上記2件の奨励金の対象でないこと	固定資産税額の2分の1 (2)1割を超え5割以下の場合、当該対象不動産に係る固定資産税額の4分の3 (3)5割を超える場合、当該対象不動産に係る固定資産税に相当する額 <交付期間> 対象不動産に対して固定資産税が課税されることとなった年度から起算して5年度の間
		まちづくり奨励金 対象地域 泉佐野市内 交付条件 ①市が課する普通税の1税目で、1課税年度につき 3,000 万円以上の納税又は同額以上の納税効果がある ②対象期間中に新たに事業所を開設し、継続した事業活動を行う ③市税を納期限内に完納 ④上記3件の奨励金の対象ではないこと	奨励金額(1,000 円未満切捨) ・納税額又は納税効果額から 3,000 万円を控除した額の 1/10 の額(上限額2億円) ※ただし、2以上の対象者があった場合で、まちづくり奨励金の総額が2億円を超える場合は2億円を按分 交付期間 ・納税又は納税効果があった年度から起算して5年度の間

※適用除外

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物・競馬、競輪、競艇等の場外投票券売場・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 485 条の 14 の規定により、たばこ税は、まちづくり奨励金の対象としない。

対象期間:H20.4.1~H33.3.31

対象家屋:自己の事業の用に供する建築物(住宅及び賃貸住宅を除く)

対象土地:対象家屋の敷地として取得した土地

対象不動産:対象家屋及び対象土地

対象借地:対象家屋の敷地として借り受けている土地

27216

大阪府

河内長野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
河内長野市企業立地促進条例	H27.3	<p>【業種要件(全カテゴリ共通)】</p> <p>対象事業所において操業を開始した日(以下「操業開始日」という。)に、以下に掲げるいずれかの事業を行う事業所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製造業(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類Eに該当する事業をいう。) 2. 情報通信業(日本標準産業分類に掲げる大分類Gに該当する事業をいう。) 3. 道路貨物運送業(日本標準産業分類に掲げる大分類Hの運輸業、郵便業のうち、中分類番号44に該当する事業をいう。) 4. 学術・開発研究機関(日本標準産業分類に掲げる大分類Lの学術研究、専門・技術サービス業のうち、中分類番号71に該当する事業をいう。) 5. 旅館、ホテル(日本標準産業分類に掲げる大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち、細分類番号7511に該当する事業をいう。) 6. 簡易宿所(日本標準産業分類に掲げる大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち、細分類番号7521に該当する事業をいう。) 7. スポーツ施設提供業(日本標準産業分類に掲げる大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち、細 	

	<p>分類番号8041に該当する事業をいう。)</p> <p>8. 遊園地(日本標準産業分類に掲げる大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち、細分類番号8052に該当する事業をいう。)</p> <p>9. テーマパーク(日本標準産業分類に掲げる大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち、細分類番号8053に該当する事業をいう。)</p> <p>10. その他市長が特に本市の産業振興に資すると認める事業</p> <p>以下、各奨励・助成金の条件</p> <p>【立地奨励金】</p> <p><交付要件></p> <p>市外事業者</p> <p>事業者が、土地の取得の日(土地の賃借の場合にあつては、当該土地の賃貸借契約に基づく引渡しの日)から1年以内(土地造成工事に期間を要する場合にあつては、当該土地造成後から1年以内)に、その土地を敷地として立地奨励金の対象となる家屋の取得、新設、建て替え又は増設をした後、1年以内に操業を開始していること。</p> <p>立地奨励金の対象事業者が、当該家屋の取得、新設、建て替え又は増設の日から操業を開始する日までの間に、立地奨励金の対象となる償却資産を取得し、対象事業所に償却資産を設置していること。</p> <p><面積要件></p> <p>①市街化区域</p> <p>土地取得:取得面積 1,000 m²以上</p> <p>建物新設等:延床面積 1,000 m²以上</p>	<p>【立地奨励金】</p> <p><交付額></p> <p>固定資産税及び都市計画税の 1/2 相当額</p> <p><上限額></p> <p>土地:500 万円/年</p> <p>建物:300 万円/年</p>
--	---	--

	<p>設備投資:取得価格又は帳簿価格 1,000 万円以上</p> <p>②市街化調整区域</p> <p>土地取得:取得面積 2,000 ㎡以上 建物新設等:延床面積 2,000 ㎡以上</p> <p>設備投資:取得価格又は帳簿価格 1,000 万円以上</p> <p>【事業拡張奨励金】</p> <p><交付要件></p> <p>市内事業者</p> <p>事業者が、土地の取得の日(土地の賃借の場合にあつては、当該土地の賃貸借契約に基づく引渡しの日)から1年以内(土地造成工事に期間を要する場合にあつては、当該土地造成後から1年以内)に、その土地を敷地として事業拡張奨励金の対象となる家屋の取得(賃借している家屋を取得する場合を含む。)、新設、建て替え又は増設をした後、1年以内に操業を開始していること。</p> <p>事業者が、既存の事業用地を敷地として事業拡張奨励金(家屋に係るものに限る。)の交付を申請する場合は、当該家屋の取得(賃借している家屋を取得する場合を含む。)、新設、建て替え又は増設をした後、1年以内に操業を開始していること。</p> <p>事業拡張奨励金の対象事業者が、当該家屋の取得、新設、建て替え又は増設の日から操業を開始する日までの間に、事業拡張奨励金の対象となる償却資産を取得し、対象事業所に償却資産を設置している</p>	<p>償却資産:500 万円/年</p> <p><交付期間></p> <p>5年間</p> <p>【事業拡張奨励金】</p>
--	---	---

		<p>こと。</p> <p><面積要件></p> <p>土地取得:取得面積 100 m²以上</p> <p>建物拡張・更新:延床面積 100 m²以上</p> <p>設備投資:取得価格又は帳簿価格 1,000 万円以上</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p><交付要件></p> <p>立地奨励金対象企業のうち、操業開始日から2年を経過した時点で、1年以上市民を新規で雇用している場合。</p>	<p><交付額></p> <p>取得した土地又は拡張、更新した建物部分に係る固定資産税及び都市計画税の 1/2 相当額</p> <p><上限額></p> <p>土地:500 万円/年</p> <p>建物:300 万円/年</p> <p>償却資産:500 万円/年</p> <p><交付期間></p> <p>5年間</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p><交付額></p> <p>雇用一人につき 10 万円</p> <p><上限額></p> <p>200 万円/件</p> <p><交付期間></p> <p>操業開始日から2年経過時点で1回限り</p>
--	--	---	---

詳しくはこちら([企業立地促進制度のご案内](#))

27217

大阪府

松原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松原市企業立地促進条例	H24.7	<p>〈対象地域〉</p> <p>松原市内</p> <p>〈対象事業者〉</p> <p>営利を目的とする事業(※規則で定める事業を除く)を実施している法人または個人</p> <p>市内で1年以上継続して上記事業を実施している法人または個人(市内企業)には、特例も適用されません。</p> <p>〈交付要件〉</p> <p>延床面積 1,000 ㎡以上の家屋を新築した場合</p> <p>〈市内企業特例〉</p> <p>事業所の新設、増設、移転、建て替えのため、大企業で2億円、中小企業で 3,000 万円以上の家屋を建築又は新規に取得した場合</p> <p>設備の新設、増設、更新のため、大企業で2億円、中小企業で2,000 万円以上の償却資産を新規に取得または賃借した場合</p>	<p>○立地促進奨励金</p> <p>〈奨励金額〉</p> <p>左記家屋に係る固定資産税・都市計画税、不動産取得税額の合計額の 1/2 相当額</p> <p>〈交付期間〉</p> <p>当該家屋に対して奨励金の算出根拠となる税が初めて課されることとなる年度から起算して5か年度の間(不動産取得税額の 1/2 相当額については初回のみ)</p> <p>〈土地に係る特例〉</p> <p>家屋の新築に伴い、次の規模の土地を新規に取得又は賃借する場合には土地も対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規立地 2,000 ㎡以上 ・市内企業特例で 500 ㎡以上 <p>※取得の場合、不動産取得税の 1/2 相当額については 1,000 万円を上限(土地・家屋を合算)</p>
		<p>〈対象事業者〉</p> <p>立地促進奨励金の対象事業者及び出店事業者</p> <p>〈交付要件〉</p> <p>立地促進奨励金の対象事業開始後2年を経過した時点で、市民を新規に雇用し、6ヶ月以上経過している場合</p>	<p>○雇用促進奨励金</p> <p>〈奨励金額〉</p> <p>雇用1名につき 30 万円</p> <p>(その従業員が障害者の場合は 60 万円)</p> <p>非正規の場合でも、正規雇用の 2/3 以上の勤務実績があれば、1人につき5万円</p> <p>(その従業員が障害者の場合は 10 万円)</p> <p>〈交付期間〉</p> <p>事業開始後2年経過時点で1回限り</p>

	<p><対象事業者> 立地促進奨励金の対象事業者に対し、新たに土地を賃貸する者</p> <p><交付要件> 上記賃貸によって、土地に係る固定資産税の課税標準額が2倍以上となる場合</p>	<p>○土地活用促進奨励金</p> <p><奨励金額> 当該増加することとなる税額の1/2相当額</p> <p><交付期間> 奨励金の算出根拠となる固定資産税が初めて課されることとなる年度から起算して5ヵ年度の間</p>
--	---	--

詳しくはこちら([松原市企業立地促進制度のご案内](#))

27218

大阪府

大東市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大東市企業立 地促進条例	H22.4.1 [改正] H25.4.1	<p>【対象業種】 日本標準産業分類で分類される4業種 製造業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業</p> <p>【対象地域】 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第8条 第1項第1号に規定する 本市内の工業地域・準工業地域</p> <p>【対象事業者】 ・新たに敷地面積 100 平方メートル以上の土地 を取得した事業者 ・事業所で床面積 100 平方メートル以上の新設 または増設をした事業者 ・建て替えをした後の床面積が 100 平方メー トル以上の事業所を有する事業者 ・新たに敷地面積 100 平方メートル以上の土地 を事業の用として賃借した事業者</p>	<p>【補助金額】 ・新たに取得した土地に係る固定資産税お よび都市計画税の額に2分の1を乗じて得 た額に相当する額 ・新たに賃借した土地の面積に次に掲げる 区分に応じ、次に定める額を乗じて得た額 に相当する額 (1)工業地域 1平方メートル当たり 300 円 (2)準工業地域 1平方メートル当たり 200 円 ・新設もしくは増設または建て替えた事業 所に係る固定資産税および都市計画税の 額に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p> <p>【補助期間および補助限度額】 ・5年間(固定資産税および都市計画税が 初めて課されることとなる年度から起算して 5年度間) ・5年間の補助合計額は 5,000 万円が限度</p>

詳しくはこちら([大東市企業立地促進補助制度と不動産情報のご案内](#))

27219

大阪府
和泉市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
和泉市産業集積 促進条例	H25.9.30	<p>〈対象地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テクノステージ和泉工業地域 地区(和泉市テクノステージ一丁 目～三丁目) ○トリヴェール和泉西部ブロック 地区(和泉市あゆみ野一丁目～ 四丁目の準工業地域) <p>〈補助対象者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業集積促進条例において操 業計画の認定を受けた事業者 ○自己の事業の用に供するため の工場等及び企業等の事務所を 取得、新築、増築又は改築(以下 「取得等」という。)した事業者 ○操業計画の認定を受けた日か ら起算して3年以内に操業計画 に基づき建物の取得等をし、か つ、建物の取得等の後7年以上 操業を行う事業者 	<p>〈補助内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○操業計画に基づき取得等をした建物に係る固定 資産税額の2分の1に相当する額(上限 500 万円/ 年) <p>〈補助期間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○取得等をした建物に係る固定資産税を賦課する 年度から5年間 <p>詳しくはこちら (和泉市産業集積促進条例)</p>
和泉市ホテル・旅館 の誘致に関する条 例	H27.9.30	<p>〈対象地域〉</p> <p>市域全体</p> <p>〈補助対象者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内にホテル・旅館を新設しよ うとするホテル・旅館事業者 ○和泉市ホテル・旅館の誘致に 関する条例に基づき、指定を受 けた事業者 ○補助金の交付対象となるホテ ル・旅館を 10 年以上営業する事 業者 	<p>〈補助内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)建築費等補助金 ホテル・旅館を新設するために要した建築費用の 100 分の 10 に相当する額(上限 1 億円) (2)固定資産税等補助金 ホテル・旅館の土地及び建物に係る固定資産税及 び都市計画税に相当する額 (3)借地料補助金 ホテル・旅館の敷地として土地を賃借する場合に係 る借地料の2分の1に相当する額(上限 年額 500 万円) (4)下水道使用料補助金 ホテル・旅館に係る下水道使用料に相当する額(上

			<p>限 年額 500 万円)</p> <p>〈補助要件及び期間等〉</p> <p>(1)コンベンションホール等を有するホテル・旅館に限り交付</p> <p>(2)指定事業者が納税義務者である場合に限り交付。補助期間は、ホテル・旅館の営業を開始した日以後、当該ホテル・旅館に係る固定資産税等を新たに賦課する年度から 5 年間とする。</p> <p>(3)(4)補助期間は、ホテル・旅館が営業を開始した月から 5 年間とする。</p> <p>詳しくはこちら</p> <p>(和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例)</p>
--	--	--	---

27220

大阪府

箕面市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)※			
なし 〈特別区域事業〉	資本金1億円以下:0人 資本金1億円超～10億円以下:5人 資本金10億円超～50億円以下:10人 資本金50億円超:20人	課税免除 (最大)	法人市民税 固定資産税	当初～ 5年目まで
		2分の1軽減 (最大)	都市計画税	6年目～ 10年目まで
なし 〈産業集積事業〉	資本金1億円以下:0人 資本金1億円超～10億円以下:5人 資本金10億円超～50億円以下:10人 資本金50億円超:20人	2分の1軽減 (最大)	固定資産税 都市計画税	当初～ 5年目まで
【土地】新規取得面積 <u>500 m²</u> 以上 【建物】新築、建替え、増築後 の延べ床面積 <u>500 m²</u> 以上 【設備】新設取得合計額 <u>5,000</u> 万円以上 〈その他事業〉	資本金1億円以下:0人 資本金1億円超～10億円以下:5人 資本金10億円超～50億円以下:10人 資本金50億円超:20人	2分の1軽減 (最大)	固定資産税 都市計画税	当初～ 5年目まで

※実績報告の対象となる事業年度の末日における市内雇用者数が、認定申請前事業年度の末日における市内雇用者数に比して記入している人数以上増加していること。

27223

大阪府
門真市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
門真市ものづくり企業立地促進条例	H23.4	<p>〈対象事業者〉製造業者</p> <p>〈対象地域〉工業地域・準工業地域</p> <p>〈対象事業〉</p> <p>○土地購入:延床面積500㎡以上の工場等の設置を目的とした用地及び建物の購入</p> <p>○工場立地:延床面積 500㎡以上の工場等(※生産施設・研究開発施設・その附属施設)の購入・新築・建替え</p> <p>延床面積が200㎡以上増加し、かつ既存施設と合わせて500㎡以上となる増築</p> <p>○設備投資:購入総額が1,000万円以上の機械及び装置の購入</p> <p>(但し、中小企業者に限る)</p> <p>○新規雇用:上記3つの事業の実施に伴う、市内住民の新規雇用</p> <p>(但し、事業完了後2年を経過した時点で1年以上継続雇用している場合に限る)</p>	<p>奨励金</p> <p>①土地・建物・設備</p> <p>〈奨励金額〉対象事業に係る固定資産税・都市計画税の2/3</p> <p>(上限額 土地 500万円、建物 300万円、償却資産 500万円)</p> <p>〈交付期間〉3年</p> <p>②新規雇用</p> <p>〈奨励金額〉1人につき 10万円(上限額 500万)</p> <p>〈交付回数〉1回限り</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
摂津市企業立地等促進条例	H18.4 H23.4 全面改正	<p>◎対象事業者:法人(小売業・不動産業・風営法に係る事業所を除く)</p> <p>◎対象地域:工業地域・準工業地域・その他市長が認める地域</p> <p>◎対象要件</p> <p>土地:事業拡大のため新たに取得した土地(自己の事業に供するために建物の建築などを行う場合に限る・面積要件なし)</p> <p>※土地取得日から2年以内に自己事業用地として建設工事等に着手すること</p> <p>建物:新たに延床面積 100 m²以上を新築・増築・建替する建物</p> <p>償却資産:①奨励金の交付対象となる新たな建物部分に設置する全ての償却資産</p> <p>②既存施設に新たに設置する償却資産は、取得額の合計額が 3,000 万円以上の償却資産</p> <p>◎その他</p> <p>・借地は建物と償却資産、賃貸入居は償却資産を対象とする。</p> <p>・健都イノベーションパークに新設される予定のレンタルラボ(家屋)は、法人の業種及び自己の事業に供するか否かは問わないものとする。</p>	<p>○ 奨励金の額</p> <p>・固定資産税相当額の 1/2(都市計画税は対象外)</p> <p>上限は年間1億円</p> <p>・以下の特例償却資産(設備投資の金額制限なし)の導入については、償却資産の固定資産税相当額の全額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電装置 2 事業所内保育施設 3 特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する認可を受けた施設) 4 その他事業環境の向上に資する償却資産として市長が認めるもの <p>○ 交付期間</p> <p>事業開始後、固定資産税が当該指定事業者最初に課される年度から起算して5年間</p>

27225

大阪府

高石市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設(新規進出企業) 大企業 1,000 万円以上 中小企業 230 万円以上	—	課税免除	固定資産税 都市計画税 +	3年間
増設拡張 大企業 1,000 万円以上 中小企業 230 万円以上	—	2/3 軽減	雇用奨励金 10 万円/人 (新たに正規雇用者を1年以上継続 ※高石市民に限る)	5年間
設備更新 大企業 6,000 万円以上 中小企業 230 万円以上	—	1/2 軽減	固定資産税 都市計画税	5年間
災害対策設備等 230 万円以上	—	課税免除		5年間
〈対象地域〉 市域の工業専用地域・準工業地域		※1新規進出企業3年間(耐用年数が4年に以上のものに限る) ※2耐用年数が5年以内の償却資産は3年間(耐用年数が限度) H34.3.31 まで		

詳細情報は下記 URL にて公開中

<http://www.city.takaishi.lg.jp/business/kigyoyuchi/1467256522485.html>

27227

大阪府

東大阪市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東大阪市住工共生モノづくり立地促進補助金交付要綱	H15.7	<p>〈対象地域〉</p> <p>○本市域内の都市計画法に規定する工業専用地域又は東大阪市住工共生のまちづくり条例で規定するモノづくり推進地域</p> <p>※モノづくり推進地域とは、東大阪市内の工業地域及び多くの準工業地域を指します。</p> <p>〈要件〉</p> <p>○次の要件を全て満たす場合</p> <p>①日本標準産業分類に定める製造業であること</p> <p>②市内の工業専用地域・モノづくり推進地域で新たに工場を購入、新築、建替えあるいは増築すること</p> <p>③購入、新築、建替えあるいは増築部分の延床面積が工業専用地域で 1,000 m²以上、モノづくり推進地域で 500 m²以上であること</p>	<p>補助金</p> <p>〈補助率〉</p> <p>○土地・家屋にかかる都市計画税および固定資産税相当額の一定割合</p> <p>〈交付期間〉</p> <p>○3年間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
泉南市企業立地促進条例	R2.4	<p>○指定事業者(操業開始前の指定必要)</p> <p>〈対象地域〉 泉南市内全域</p> <p>〈要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の区域内で事業所を新設 ・事務所として面積が1,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借 ・延床面積が1,000平方メートル以上の家屋を新築、建て替え又は増設 ・下記〈対象業種〉のいずれかの事業を行う事業者 <p>〈対象業種〉 製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術・開発研究機関、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業</p> <p>○土地使用者 指定事業者に自己の所有する土地を賃貸した者</p>	<p>○立地促進奨励金</p> <p>〈補助内容〉 取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1の相当する額を5年間給付</p> <p>〈奨励金の額〉 1会計年度につき上限500万円</p> <p>○雇用促進奨励金</p> <p>〈補助内容〉 操業開始日から2年を経過した日において、1年以上継続して市民を新規正規従業員として雇用している場合、新規正規従業員1人につき10万円を1回に限り交付</p> <p>〈奨励金の額〉 上限200万円</p> <p>○水道料金又は下水道使用料助成金</p> <p>〈補助内容〉 事業の操業開始日から2年を経過した日において、指定事業者が納付した水道料金又は下水道使用料について、その額に10分の1を乗じて得た額を1回に限り交付</p> <p>〈奨励金の額〉 上限100万円</p> <p>○土地利用促進奨励金</p> <p>〈補助内容〉 指定事業者が新たに土地を賃貸することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃貸する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者に対し、土地に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分</p>

			の1に相当する額を2年間交付 (奨励金の額) 1 会計年度につき上限 500 万円
--	--	--	---

[詳しくはこちら\(泉南市ウェブサイト「企業の誘致促進について」\)](#)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容	期 間
交野市企業立地促進 条例	R02.04.01	<p>〈対象地域〉</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び準工業地域内において市長が特に定める地域</p> <p>〈対象者〉</p> <p>次の(1)～(5)のいずれにも該当する事業者であること</p> <p>(1) 中小企業者又は本社機能を有する事業所等を市内へ新設し、本店として登記する事業者であること。</p> <p>(2) 産業集積促進地域で製造業、情報通信業又は学術・開発研究機関を営むこと。</p> <p>(3) 市税の滞納がない法人又は個人であること。</p> <p>(4) 騒音、公害防止等について、法令で定める適正な措置を講じること。</p> <p>(5) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しないこと。</p> <p>〈対象事業〉</p> <p>(1) 事業所等の購入または新築(2) 事業所等の増築(3) 事業所等の建替え</p>	<p>(1)～(3)</p> <p>購入、新築、増築、建替えした家屋に係る固定資産税相当額及び都市計画税相当額の1/2</p> <p>※1会計年度の中で、1対象事業者につき5,000,000円を上限とする。</p> <p>(4)</p> <p>購入した償却資産に係る固定資産税相当額及び都市計画税相当額の1/2</p> <p>※1会計年度の中で、1対象事業者につき4,000,000円を上限とする。</p> <p>(5)</p> <p>新規雇用者1人あたり100,000円</p> <p>※1対象事業者につき1,000,000円を上限とする。</p>	<p>(1)～(4)</p> <p>対象資産を取得した日または対象事業所等が操業を開始した日以後、初めて固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度から起算して5年</p>

		(4) 償却資産の購入(5) 交野市民の新規雇用 ※ただし、(4)及び(5)は、(1)～(3)のいずれかの事業を実施する際にのみ対象		
--	--	---	--	--

詳しくはこちら(<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020021200027/>)

27231

大阪府

大阪狭山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大阪狭山市小規模 企業融資あっせん要 綱	H19.10.1	<p>【融資利子補給制度】</p> <p>＜対象者＞ 大阪狭山市小規模企業融資あっせんによって融資を受けた者。</p> <p>【信用保証料補給制度】</p> <p>＜対象者＞ 大阪狭山市小規模企業融資あっせんによって融資を受けた者。</p>	<p>＜交付額＞ 前年度4月1日から3月31日までの期間において取扱い金融機関に支払った利子総額に相当する額。</p> <p>＜利子補給期間＞ 前年度4月1日から3月31日までの期間。</p> <p>＜交付申請の期限＞ 毎年4月1日から6月30日までの間。</p> <p>＜交付額＞ 保証協会に支払った信用保証料の額に相当する額。</p> <p>＜交付申請の期限＞ 完済後1年以内。</p>

27232

大阪府

阪南市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
阪南市企業誘致 促進条例	H14.3	<p>〈対象地域〉</p> <p>○新住宅市街地開発事業地(阪南スカイタウン)のうち、市長が指定し告示する地域</p> <p>〈要件〉</p> <p>○対象地域において、次の要件のすべてを満たす企業</p> <p>①敷地面積 1,000 ㎡以上(一団の土地として規則で定める要件に該当するものに限る。)の用地を取得または定期借地権設定契約した企業</p> <p>②新住宅市街地開発法、建築基準法等の関係法令に違反しない企業</p> <p>③情報産業若しくは研究開発型企業等または市長が特に認める企業</p> <p>○この条例は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた企業等に係る奨励措置については、この条例は、なおその効力を有する。</p>	<p>立地奨励金</p> <p>①取得した土地…1㎡あたり 500 円</p> <p>※前年度に支払った当該固定資産税の年税額が限度</p> <p>②借り受けた土地…1㎡あたり 500 円</p> <p>※前年度に交付された国有資産等所在市町村交付金相当額が限度</p> <p>③建設した家屋…1㎡あたり 500 円</p> <p>※前年度に支払った当該固定資産税の年税額が限度</p> <p>(5年間)</p>
			<p>雇用奨励金</p> <p>①操業開始後、3年を経過した日において、10名以上の常用雇用を行っている場合、1回限り交付</p> <p>②3年を経過した日を基準として6ヶ月以上雇用されており、今後引き続き雇用される見込みのある新規市内常用雇業者の人数に 20 万円を乗じた額を交付</p> <p>※限度額 1,000 万円</p>

27301

大阪府

島本町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
島本町企業立地促進条例	H23.4	<p>○(日本標準産業分類による)製造業・情報通信業・運輸業・郵便業・卸売業・学術・開発研究機関・その他産業の振興に資するものとして町長が特に認めるもの</p> <p>①新設(町内に建物を新築又は事業所を設置)又は移設(町内に事業所を有する企業が、既存の事業所を移転)した事業所</p> <p>②事業所用地の敷地面積 500 m²以上</p> <p>③建物の延べ床面積 500 m²以上</p> <p>④投資固定資産総額(土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計)5,000 万円以上</p> <p>⑤事業所に公害の発生のおそれがない、又は公害の発生の防止に必要な措置を講じていること</p>	<p>企業立地促進奨励金</p> <p>○土地、家屋、償却資産に課される固定資産税および都市計画税の 1/2 相当額</p> <p>○5年間</p> <p>○事業開始に伴い、当該指定事業者に対して課される町税が完納された年度以降に交付</p>

詳しくはこちら([島本町企業立地促進制度](#))

27322

大阪府
能勢町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内容
勢町企業立地促進条例 ①企業立地促進奨励金	H30.6.22	<対象要件> 投下固定資産額(注1)が1億円以上であること	事業所を新設または増設(注2)するために要した土地・家屋・償却資産に対して課せられることになる固定資産税相当額 (交付対象期間 3年間)
②町内雇用促進奨励金		<対象業種> ①製造業 ②情報サービス業 ③物流関連産業 ④学術・開発研究機関 ⑤その他町長が適当と認めるもの	新規常用雇用者(注3)×10万円 (限度額 100万円/年) (交付対象期間 3年間)

(注 1) 事業所を新設又は増設するために要した土地、家屋及び償却資産のうち、町の固定資産台帳に登録されたものの取得に要した費用の合計(消費税及び地方消費税相当額を除く)。

(注 2) 増設の場合は事業規模拡大を目的とする場合に限る(単なる老朽化による修繕等は対象外)。

(注 3) 町内に住所を有する者及び新設又は増設した事業所で勤務するために新たに町内に転入した者でかつ常時使用する正規の従業員として採用された者。

27341

大阪府

忠岡町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
忠岡町工場施設高度化奨励条例	S48.4	〈要件〉 ○高度の施設を有する工場を新設し、又は既設の工場を拡張した者で、次の各号に該当するもの (1)従業員の数が200人以上であること (2)新設又は拡張にかかる工場施設の価額が5億円以上であること (3)公害を発生する恐れがないこと	奨励金 〈補助率〉 初年度 80/100 第2年度 60/100 第3年度 40/100 〈交付期間〉 ○固定資産税を課される年度から3ヵ年

27361

大阪府

熊取町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
対象業種(製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業、旅館業、学術・開発研究機関)が減価償却資産(一連の設備である建物及び償却資産)の設備投資を行い、取得価額の合計額(1~12月)が2,700万円を超えること。 既立地企業も対象。 〈産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例〉	新規雇用者15人超(道路貨物運送業、こん包業、卸売業) 熊取町内の事務所の従業員に占める本町住民の割合が2割に達していること。(対象業種すべて)	不均一課税 第1年度 100分の0 第2年度 100分の0.35 第3年度 100分の0.7	固定資産税	当初3年間
— ※投下固定資本額についての要件無し。 「成長産業特別集積区域」における町内特区地域(京都大学原子炉実験所)に進出し、ライフサイエンスに関する事業について、事前に大阪府の条例に基づき事業計画の認定を受け、事業を実施すること。 〈成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例〉	—	課税免除 (最大) 2分の1軽減 (最大)	法人町民税 固定資産税	当初5年間 6年目から 10年目まで

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
社宅誘致支援制度	H30.4.1	<p>●補助対象者の要件</p> <p>①法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。</p> <p>②国税及び事業所等が所在する自治体において納付すべき地方税を滞納していない</p>	<p>●補助金額</p> <p>入居戸数1戸につき、15万円</p> <p>※入居戸数2戸以下は対象外</p> <p>※補助限度額は1法人につき300万円</p> <p>●補助対象経費</p> <p>①社宅を所有する場合に対象となる経費 施設の維持管理に要する費用(電気・ガス・水道料金、管理に要する費用等)</p>

	<p>いこと。</p> <p>③別途定める欠格事項に該当しないこと。(民事再生法施行令、民事再生法、会社更生法、破産法、破壊活動防止法、暴力団排除条例、入札参加資格停止要綱などに関する事項)</p> <p>●補助対象の社宅の要件</p> <p>①補助対象住宅は、補助対象者が補助対象期間内(1月～12月末(平成30年度においては、4月～12月末が対象期間)において、新たに所有もしくは賃借し、その個数3戸以上であること。</p> <p>②補助対象住宅には、補助対象者が住民税の特別徴収義務者となる従業員が、対象期間となる年の翌年1月1日において住民登録し、かつ、居住していること。</p>	<p>※資産に要する費用、租税公課は除く</p> <p>②社宅を賃借する場合に対象となる経費 賃借に要する費用(家賃、共益費等)</p> <p>※保証金は除く</p> <p>③共通に対象となる経費 入居に要する費用(引越し費用、不動産仲介手数料等)その他町長が必要と認める経費。</p> <p>■当該制度を希望する場合は、原則として事前申請が必要。</p>
--	--	--

詳しくはこちら([熊取町ホームページ](#))

27362

大阪府

田尻町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
田尻町企業誘致 促進条例	H13.12	<p>〈対象地域〉</p> <p>○本町のりんくうポート北及びりんくうポート南</p> <p>〈要件〉</p> <p>○次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1)対象地域内において、対象期間(H14.1 からH28.3まで)に対象家屋(自己の事業の用に供する建築物)の建設に着手し、所有しているもの又は対象期間中に対象土地を取得し、又は借り受け、その取得又は借り受けの日から1年以内に対象家屋の建設に着手し、所有しているもの</p> <p>(2)田尻町税条例(昭和36年条例第13号)第3条に規定する町税を完納しているもの</p> <p>(3)環境の保全に配慮するとともに、必要な対策及び措置を講じられているもの</p> <p>※対象期間 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの期間をいう。</p>	<p>奨励金</p> <p>〈奨励金の額〉</p> <p>(1)対象家屋 当該家屋に対して課された固定資産税の年税額の1/2</p> <p>(2)取得した土地 当該土地に対して課された固定資産税の年税額の1/2</p> <p>(3)借り受けた土地 当該土地に係る賃借料の年額と当該土地に係る固有資産等所在市町村交付金の交付額を比較していずれか低い額の1/2</p> <p>〈交付期間〉</p> <p>○固定資産税が賦課され、又は町に市町村交付金が交付された最初の年度から5年間交付</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岬町企業立地促進条例	H29.3	<p>○事業者が延べ床面積が 1,000 ㎡以上を超える工場、物流施設、試験研究施設、本社、データセンター、小売店舗、宿泊施設、その他事業所の新設等を行うこと。ただし、当該新設等(当該対象施設の用に供する部分に限る。)に係る投下固定資産総額が 5,000 万円を超えるものであること。</p> <p>○事業者の役員等が、暴力団暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。</p> <p>○既に本町の区域内に事業所を有する事業者にあつては、町税に未申告及び滞納がないこと。</p> <p>○町と操業に関する協定を締結すること。</p> <p>○優遇措置の指定を受けた日から1年以内に建築工事に着手すること。</p> <p>○上記に加え、施設設置助成金は、新設等を行った対象施設に対して賦課される固定資産税を完納していること、水道料金助成金は、水道料金を指定納期限までに完納していること。</p>	<p>施設設置助成金</p> <p>○指定事業者が新設等を行った対象施設に対して賦課される固定資産税の収納額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>○操業開始の日の翌年の4月1日から起算して5年間助成(1年分につき 2,000 万円を限度とする。)</p>
			<p>雇用促進助成金</p> <p>○指定事業者が新設等を行った対象施設において新規雇用した者及び転勤者(転勤の前後3か月以内に本町住民となり、転勤日から1年経過後も継続して雇用され、かつ、本町住民である者(ただし、本町住民となった日前1年以内に本町住民であったものを除く。))の人数に 10 万円を乗じて得た額</p> <p>○操業開始の日から3年間で総額 200 万円を限度とする</p>
			<p>水道料金助成金</p> <p>○指定事業者が新設等を行った対象施設において納付した水道料金に 10 分の3を乗じて得た額</p> <p>○水道使用開始の月から起算して3年間(1年分につき 100 万円を限度とする。)</p>

27383

大阪府

千早赤阪村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
<p>過疎地域自立促進特別措置法によるもの</p> <p>対象地域 千早赤阪村内全域</p> <p>対象事業 製造業、農林水産物等販売業、旅館業</p> <p>・設備等の取得価額が2,700万円を超えること</p>	課税軽減	固定資産税(建物、償却資産、土地)	3年度間
<p>地域再生法(大阪府地方活力向上地域特定業務施設整備計画)によるもの</p> <p>対象地域 大阪府地方活力向上地域特定業務施設整備計画の区域</p> <p>対象事業 特定業務施設(事務所、研究所、研修所)</p> <p>・「大阪府地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けて特定業務施設を整備したとき</p>	不均一課税	固定資産税(建物、償却資産、土地)	3年度間(税制大綱改正により令和4年3月末まで延長)

千早赤阪村税特別措置条例(H28.4)